

## ○赴任に伴う旅行における自動車等の使用について

〔平成15年5月26日教総第145号  
北海道教育委員会教育長通達〕  
最終改正 平成31年3月29日 教総第1941号

このことについて、平成15年6月1日以降、次のとおり取り扱うこととしましたので、所属職員に周知するとともに、取扱いに誤りのないようしてください。

なお、この取扱いに当たっては、旅行命令に基づいた赴任のための旅行であることを十分に認識するとともに、職員の健康管理や赴任中の交通違反、交通事故の防止について指導を徹底するなど、適切に行われるよう配慮してください。

### 記

#### 1 赴任に伴う旅行で自動車等を使用する場合の申出について

##### (1) 転任を命ぜられた職員又は新たに職員となった者が使用する場合

転任を命ぜられた職員又は新たに職員となった者（以下「赴任者」という。）は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号に規定する赴任（条例第20条に規定する移転料が支給される旅行に限る。）に伴う旅行に関し、赴任者が転任又は採用前に日常使用していた次に掲げる自動車を赴任後も引き続き使用することを目的として、当該旅行で自動車を使用したい場合は、赴任に係る自動車使用申出書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、当該自動車に係る自動車運転検査証の写し並びに任意保険証の写し（赴任者が運転する場合に限る。）及び運転免許証（表面、裏面）の写し（赴任者が運転する場合に限る。）を添付の上、転任又は採用の発令日の前日までに、転任を命ぜられた職員にあっては転任前の所属長に、新たに職員となった者にあっては採用時の所属長にあらかじめ申し出なければならない。

ア 赴任に当たり赴任者が使用する自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）で、赴任者、赴任者の配偶者又は条例第2条第1項第6号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）の所有又は使用するものであること

イ 赴任者が運転する場合は、赴任に使用する自動車が、赴任者を運転者として対象とする対人賠償保険が無制限の契約金額であり、かつ、対物賠償保険が500万円以上の契約金額である任意保険に加入しているものであること

##### (2) 扶養親族が使用する場合

赴任者は、扶養親族が赴任に伴う旅行で自動車等を使用する場合は、当該旅行の出発前に別記第1号様式に必要事項を記入し、次に掲げる所属長にあらかじめ申し出るものとする。ただし、当該扶養親族が赴任者の赴任に伴う旅行に使用する自動車に同乗する場合は、当該申出を省略することができる。

ア 転任を命ぜられた職員の場合 発令日前にあっては転任前の所属長  
発令日以降にあっては転任後の所属長

イ 新たに職員となった者の場合 採用時の所属長

#### 2 所属長の承認等について

(1) 前項第1号の申出を受けた所属長は、当該申出に係る自動車が同号の要件を満たし、かつ自動車を使用した場合に要する旅行期間が、申出がなかったものとした場合に発することとなる旅行命令の旅行期間を超えないものであると認めた場合（申出による自動車の運行距離から、1日当たりの運転時間が長時間に及ぶことが想定される場合のうち、旅行命令の旅行期間を1日延長することにより自動車による赴任が安全に行われると判断され、かつ、現に延長した旅行期間どおりに旅行が行われると認めた場合を含む。）は、当該申出を承認するものとする。

(2) 前号の承認を行った所属長は、赴任に係る自動車使用承認書（別記第2号様式）により赴任者にその旨通知するとともに、転任を命ぜられた職員の申出を承認した場合は、転任後の所属長に当該承認書の写しを送付するものとする。

- (3) 前項第2号の申出を受けた転任前の所属長は、転任後の所属長に当該申出書の写しを送付するものとする。
- (4) 転任後の所属長又は採用時の所属長は、当該承認に基づき、速やかに旅行命令を発するものとする。なお、当該旅行命令の経路は、一般的に利用しうる最短の経路（高速自動車国道等の有料道路を除く。）によるものとする。

### 3 留意事項

- (1) 上記取扱いのほか、職員の自家用車の公用使用に関する要綱（昭和48年4月1日付け48教総第2102号当職通達）のうち、第3 自家用車の公用使用承認の制限（(5)及び(7)を除く。）、第5 交通事故等の場合の処理、第6 旅費の支給等及び第7 承認を受けない自家用車の公用使用は、準用すること。
- (2) 当該自動車等を赴任者以外の者が運転する場合及び扶養親族が赴任者の赴任する時期と異なる時期に自動車等を使用し旅行する場合の自動車等は、公用扱いとはならないこと。
- (3) 本通達の取扱いにより難いと認められる特段の事情がある場合は、総務課長に協議すること。

別記第1号様式

所 属 長			
-------	--	--	--

赴任に係る自動車使用申出書

\* 〈添付書類 自動車検査証の写し 任意保険証の写し 運転免許証(表面、裏面)の写し〉

自動車に関する事項	*所有者の本人との関係		*使用者の本人との関係	
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他	
	*自動車検査証の有効期限	年 月 日まで		
	* 任 意 保 険	<input type="checkbox"/> 対人無制限 <input type="checkbox"/> 対物500万円以上 保険期間 年 月 日から 年 月 日まで		
経路等に関する事項	旧在勤庁		*赴任予定月日	月 日
	新在勤庁		扶養親族移転予定月日	月 日
	使用区間 (順路)			
運転者等に関する事項		氏 名	続 柄	扶養区分
	運転者 1			
	*運転免許証の有効期限	年 月 日まで		
	*運転予定区間			
	運転者 2			
	*運転免許証の有効期限	年 月 日まで		
	*運転予定区間			
	同乗者 1			
	同乗者 2			
	同乗者 3			
同乗者 4				
同乗者 5				

上記のとおり、赴任に当たり、日常使用していた自動車を使用したいので、「赴任に伴う旅行における自動車等の使用について」の規定を承知し、かつ、「職員の自家用車の公用使用に関する要綱」の第3自家用車の公用使用承認の制限（(5)及び(7)を除く。）に該当しないので、承認されたく申し出ます。

平成 年 月 日  
(所 属 長) 様

赴任者職氏名

印

- (注) 1 「添付書類」欄は、該当する箇所（添付を要する書類）にレ印を記載すること。  
 2 「自動車に関する事項」欄は、該当する箇所にレ印及び年月日を記載すること。なお、「\*任意保険」欄は、赴任者が運転する場合に限り記載すること。  
 3 「使用区間」欄は、経由地や道路名を記載するなど利用する経路がわかるように記載すること。  
 4 「続柄」欄は、赴任者本人の場合は「本人」と記載すること。  
 5 「扶養区分」欄は、被扶養者の場合は「○」印を記載すること。  
 6 「\*運転免許証の有効期限」欄は、赴任者が運転する場合に限り記載すること。  
 7 赴任者が同乗しない自動車等を使用し旅行する場合又は赴任者の赴任する時期と異なる時期に自動車等を使用し旅行する場合は、「\*」印が付されている欄は記載する必要がないこと。  
 8 当該様式は、記載要件を満たす限りにおいて修正の上使用して差し支えないこと。

赴任に係る自動車使用承認書

\* 〈添付書類 自動車検査証の写し 任意保険証の写し 運転免許証(表面、裏面)の写し〉

自動車に関する事項	*所有者の本人との関係		*使用者の本人との関係	
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他	
	*自動車検査証の有効期限	年 月 日まで		
	*任意保険	<input type="checkbox"/> 対人無制限 <input type="checkbox"/> 対物500万円以上 保険期間 年 月 日から 年 月 日まで		
経路等に関する事項	旧在勤庁		*赴任予定月日	月 日
	新在勤庁		扶養親族移転予定月日	月 日
	使用区間 (順路)			
運転者等に関する事項		氏 名	続 柄	扶養区分
	運転者 1			
	*運転免許証の有効期限	年 月 日まで		
	*運転予定区間			
	運転者 2			
	*運転免許証の有効期限	年 月 日まで		
	*運転予定区間			
	同乗者 1			
	同乗者 2			
	同乗者 3			
同乗者 4				
同乗者 5				

平成 年 月 日申出の赴任に係る自動車の使用は、申出のとおり承認する。

平成 年 月 日

(赴任者)

様

(所属長)

(注) 1 所属長の承認が必要な事項についてのみ当該承認書により通知すること。